



守ろうルール 守ろう命

美深幼稚園で春の交通安全教室が同園周辺で行われました。子どもたちが悲惨な交通事故に遭わないようにと保護者同伴で毎年行われているもので、この日は、パネルシアターを用いた交通ルールの学習のほか、ダミー人形での事故実験、同園周辺での歩行訓練が行われ、親子で交通ルールを学びました。
(5月10日)

BIFUKA 2006
(平成18年) **6**

●まちの動き (4月末現在)

人口/5,512人(+14)・世帯数/2,474世帯(+10)

ホームページアドレス

<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>



資源を大切に—この広報誌は再生紙を使用しています。

4 職員体制と行政機構の見直し

①事務機構と体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■大課制、グループ制の導入 本庁 6 課 4 室→3 課 1 室 各課 3 グループ 教委 1 グループ
②定員及び給与の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■退職者補充の抑制 △9,932万円 H16.4.1 職員数 171名 H17.4.1 職員数 160名 △11人 (退職11人・採用0人) ■職員給与1,2級以外昇給停止、寒冷地手当の削減。△1,700万円
③能力開発と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ■職員研修の充実及び自主研修の推進 参加人数 延べ50人

5 議会議員、行政委員会、附属機関の見直し

①議会議員、行政委員会の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■農業委員会委員数 11人→8人 ■産業施設課長が農業委員会事務局長を併任
②附属機関等 の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■町政モニターとまちづくり推進町民会議を統合 計45人→30人 ■文化財専門員会を社会教育委員会に統合 ■郷土博物館協議会、図書室運営協議会を公民館運営審議会に統合

6 給付サービスと補助金等 の見直し

①事務事業の 検証に基づく 給付サービス 等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■要介護者移送サービスの利用者負担（ハイヤー料金の1割負担） ■敬老祝い品、75歳・米寿・白寿等の節目の支給に見直し
②補助金負担 金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■廃止、完了廃止34件 前年度対比△3,400万円

7 住民負担の見直し

①国保税のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ■一般会計繰り出し金の抑制 前年度対比643万円
②町税収納率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■町税納期改正 国保税 4期→6期 固定資産税 2期→3期

8 公共施設の管理等の見直しと業務委託の推進

①指定管理者制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■びふかアイランド（林業保養センター、高齢者センター、ふるさと館、チョウザメ館、森林公園）に指定管理者制度を導入
②公共施設の運営方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■林業研修センター、畜産センター、イベント館の用途廃止
③施設使用料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■18年度から集会所等の使用料引き上げと無料施設の有料化を決定

9 広域連携の推進

①広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■H16.12.6上川北部地区広域行政研究会を設置、名寄圏域5市町村で介護保険、国民健康保険、老人保健の広域連合化について継続研究
----------	---

効率的な行財政の運営と 住民サービスの向上を目指して

美深町行政改革大綱・推進計画 平成17年度実施状況

美深町では平成14年度から平成18年度までの「第3次行政改革大綱」に基づき、行政改革に取り組んできました。しかし、年々厳しくなる行財政状況の中で、当面単独でのまちづくりを推進するため、町民の皆さんとの意見を伺い17年度から向こう5年間の大綱と推進計画を見直したところです。今回は、平成17年度の主な取組状況についてお知らせします。

1 住民参加の推進

①開かれた 町政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■まちづくり推進町民会議の開催 総合計画、行革推進計画の進行管理の公開（9月・12月）
②住民参加の 意識高揚と 機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■自治会地域担当制の導入による広報広聴の推進（5月～）

2 事務事業の見直しと経費の節減合理化

①事務事業の 整理合理化	<ul style="list-style-type: none"> ■職員提案の推進 自由提案4件、課題提案8件の計12件応募。採用4件
②民間移管の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ■特養老人ホームの社会福祉法人等への移管に向け条件整備など検討
③経費の節減 と合理化	<ul style="list-style-type: none"> ■経常経費の節減の徹底 一般会計16年度対比△25,800万円（物件費、扶助費、補助費、公債費等） ■遊休資産の処分 旧公德小学校体育館の取り壊し 旧北部耕地出張所の譲与
④公共工事の 透明性確保 とコスト削減	<ul style="list-style-type: none"> ■予定価格の事前公表 入札結果とあわせて町広報に毎月掲載

3 事務事業の充実と行政サービスの向上

①行政サービスの 向上と情報 化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■次世代育成支援対策の充実 放課後児童健全育成事業実施 登録28人、子育てマップ作成配布
②行政評価シ ステムの導入	<ul style="list-style-type: none"> ■事務事業評価制度導入に向けて協議検討

中小企業の皆さんを 応援します

中小企業融資制度を ご利用ください

美深町では、町内の中小企業の育成振興と経営合理化を促進し、事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るために融資制度を設けています。

◆融資の種類と条件

融資金の種類		融資限度額	融資期間
商工業	運転資金	500万円以内	5年以内
	設備資金	1,500万円以内	10年以内
木材・建設業	運転資金	1,000万円以内	5年以内
	設備資金	1,500万円以内	10年以内
償還方法		割賦償還または一時償還	
担保または保証人		本制度による融資を取り扱う金融機関が定める	

◆対象者

町内に事業所を有する中小企業法人または個人で、町税の滞納がなく、同一事

業を引き続き1年以上営む者。

◆融資の利率

変動金利制の採用で4月1日と10月1日の年2回変更されます。(長期プライムレート同率)

◆補給率

保証料のみ全額補給

制度資金に対して保証料を補給します

中小企業総合振興融資制度の融資を受けた者に対し保証料を補給します。

◆対象資金

中小企業総合振興融資制度(経営安定化資金、事業活性化資金、産業振興資金、経済対策特別資金など)

◆補給率

保証料のみ全額補給

中退共など退職金共済への加入費用を補助します

美深町では中小企業における労働力の確保と福祉の増進を図るため、退職金共済制度への新規加入、また

は増額する事業主に対して補助をしています。

◆対象事業主

①町内の事業所に勤務する従業員の退職金支給を目的とする事業主。

②中小企業退職金共済制度

(中小企業退職金事業団)、北海道中小企業退職金共済制度(北海道商工会連合会)に新規加入、追加および増額契約をする事業主。

◆補助の額

①新規、追加契約の場合

被共済者1人につき月額5,000円を限度として、対象掛金に25%を乗じて得た額。

②増額契約の場合

既契約掛金5,000円以下の者が増額した場合、5,000円を上限(既契約掛金と増額分の合計)として、その増額掛金分に対して25%を乗じて得た額。

◆補助期間

3年間

■問合せ先

▽役場産業施設課

産業グループ(商工・観光)

TEL 2・1611(内)158

▽美深町商工会

TEL 2・1014

融雪施設整備に補助金

「克雪推進事業補助制度」

美深町では「克雪推進条例」を制定し、融雪槽、融雪機、ロードヒーティングの施設を設置する方に対して、補助金の交付を行います。

■補助対象施設

市販されている融雪槽、融雪機、ロードヒーティングで、融雪施設が機能するための本体工事にかかる経費を含みます。

■補助対象要件

申請する年以前3年間に町税を滞納していない方。

■補助金額

補助対象経費の3分の1以内(限度額あり)

■補助の内容

※なお、過去に融雪施設整備の補助金を受けた方は、適用になりません。

■補助の内容

① 補助限度額

対象融雪施設	補助対象限度額	補助率	補助限度額
融雪槽 融雪機	750,000円	1/3以内	250,000円
ロードヒーティング	950,000円	1/3以内	316,000円

- ② 融雪施設の重複補助はできません。
- ③ 2世帯住宅は間口が共用の場合は1戸として取扱います。
- ④ 補助枠については予算の範囲内とします。(申請順)

産業施設課施設グループ

申請・問合せ先

TEL 2・1611(内)169

明るく住みよい

まちづくりを推進

町内17の自治会・町内会で構成する美深町自治会連合会の平成18年度定期総会が4月25日、文化会館C O M100で開催されました。

総会には全自治会・町内会から代議員46名が出席して、「自治会相互の連絡協調を図り、地域づくりを推進」「住民活動を積極的に

推進」「行政および各種団体と連携したまちづくりの推進」を重点目標に、今年1年間の事業計画を承認しました。

また、連合会会長に再任した教重文雄会長は、あいさつの中で「自治会・町内会が活力ある地域づくりにまい進できるよう、手を取

り合って協力を惜しまずに努力をしていきたい。周囲の人と協力して、一人でも多く自治会活動に参加する輪を広げていくことが大切。」と呼びかけました。



▲再任した教重文雄会長

自治会長名簿 (敬称略)			
自治会名	世帯数	氏名	連合会役職
第1町内会	409	奥野 正行	監事
第2町内会	272	多田 勝	副会長
第3町内会	222	岩崎 泰好	事務局長
第4町内会	259	教重 文雄	会長
第5町内会	401	内山 利彦	副会長
新生町内会	289	毛利 伸行	理事
仁宇布自治会	27	柳生 佳樹	監事
東自治会	71	樋渡 一成	理事
南自治会	183	佐波 勝廣	理事
敷島自治会	49	渡辺 征男	
吉野自治会	35	松田 征男	
斑溪自治会	27	中村 敏明	
富岡自治会	33	佐々木正行	
川西自治会	33	市川 博	
玉川自治会	13	竹本 澄雄	
西紋自治会	52	伊藤 清	理事
恩根内地域自治会	99	下吉 孝夫	理事

※世帯数は4月30日現在

高齢者叙勲

森口純雄さんに旭日单光章

元町議会副議長を務めた森口純雄さん(恩根内)が、高齢者叙勲で旭日单光章の荣誉に輝き、5月2日町役場で勲記と勲章の伝達式が行われました。

高齢者叙勲とは、春秋叙勲で受章していない功労者を対象として毎月1日に発令され、年齢が満88歳に達したのを機に贈られる叙勲。

森口さんは、昭和54年5月美深町議会議員に当選以来、平成7年4月まで4期16年にわたり在職。特に平成3年5月から1期4年間、

同議会副議長を務め、議会の円滑な運営に尽力されました。

また、その他にも同議会産業常任委員会委員長を務め、農道・排水路の整備による農村地域の開発や農地開発による農業経営基盤の確立に尽力し、美深町の産業振興に多大なる貢献をされました。

森口さんは、「夢のようで、とてもうれしい。多くの町民の皆さんに支えて頂いたお陰です。」と喜びを語っていました。



もりぐち すみお
森口純雄さん(88歳、恩根内)

ボランティア団体「いぶきの会」が みどりの愛護功勞で大臣表彰

町内のボランティア団体「いぶきの会」(会長石川孝)が第17回全国みどりの愛護功勞者として国土交通大臣表彰を受賞し、その伝達式が5月1日町役場で行われました。

この表彰は、都道府県などから推薦された花と緑の愛護に著しい功績がある民間団体に対し、緑化推進活動の模範として国土交通大臣から贈られるもので、今年には全国で96団体、北海道では4団体が受賞しました。同会は、町内の50歳から

80歳代の男女110人で組織されるボランティア団体で、平成6年に設立以来、町内の公園施設、各所の花壇スペースに自ら育てた花を植栽するなど長年にわたる町内の緑化、美化活動に貢献してきました。

表彰状を受け取った石川会長は、「私たちの活動が評価されて、感謝・感動しています。現在、いぶきの会は花づくりのほか、様々なボランティア活動を行っています。設立当初は「美深のまちを花でいっぱいにしよう」と思い始まった会。

今後この受賞を励みに、より一層花づくりに力を入れていきたい。」と受賞の喜びと今後の抱負について語ってくれました。



▶国土交通大臣表彰を受賞した「いぶきの会」

広葉樹の山林づくりに意欲 梶田さんが町内初の指導林家に認定



▲指導林家の認定を受けた梶田さん

林業技術の普及と林業後継者などを育成指導する「指導林家」の認定証伝達式が5月12日上川北部森づくりセンターで行われ、美深林産協同組合専務の梶田幸宏さん(第5)が町内で初の認定を受けました。

域の林業技術の向上や後継者を育成することを目的としており、現在北海道では184人。上川北部管内では、梶田さんを含め、11人が認定されています。認定を受けた梶田さんは「大変光栄です。広葉樹の山林づくりに力を注いでいきたい。」と意欲を示していました。

今後、梶田さんは管内の指導林家たちと連携し、自らの技術の研鑽と後継者育成の技術支援などの活動を行っていきます。



▶森の神様に感謝する神事「カムイノミ」

美深白樺樹液春まつりが開催

美深白樺樹液春まつり2006が4月23日、仁宇布ファームイントント前を会場に行われました。

今年も町内外から多くの人々が訪れ、樹液採取体験などを楽しみながら自然の恵みいっぱいの「春の樹液」を堪能していました。



◀白樺林の中で新鮮な樹液を満喫

街角カメラ

📷 トピックス 📷

高齢者の交通事故抑止のため今年3月に発足した「いぶきの会・高齢者ドライバークラブ」がドライビングシミュレータを使った安全運転講習会を行いました。参加した高齢者たちは、危険場面を疑似体験することで、安全運転への認識を深めていました。(4月26日)



ポスト愛護週間などの行事の一環（美深切手類販売者協会協力）として、美深幼稚園の年長児23名が美深郵便局でポストの清掃作業を行いました。清掃後は局内見学も行われ、園児たちは郵便配達の流れについて学びました。(4月20日)

美深が誇る観光名所「トロッコ王国」がオープンしました。好天に恵まれたこの日は、道内外からたくさんのお客様が訪れ、まだ雪残る大自然の中へ、トロッコを走らせ、森林浴を満喫していました。(4月29日)



美深小学校の「春の交通安全教室」が校舎前周辺の道路で行われました。1年生から3年生は、実際に外に出て、徒歩で踏切や横断歩道を安全確認しながら元気よく手を挙げて横断し、交通ルールについて学びました。(4月19日)



自衛隊と市町村とのパイプ役となり自衛官募集の広報活動や入隊予定者の支援を行う、自衛官募集相談員(4名)の委嘱状交付式が町役場で行われました。同式では、長年活動し今期で退任した2名への感謝状の贈呈も行われ、出席者からねぎらいの言葉が贈られていました。(5月11日)

「おじゃまします！」

在宅介護

支援センターです！



**介護予防を
実践しましょう**

介護保険法が改正され、
介護予防を重視した内容に
変わりました。

介護予防とは、高齢者が
介護が必要な状態にならな
いように、また介護が必要
な人もそれ以上悪化させな
いようにすることです。

**なぜ介護予防が
必要なのでしょう？**

平成12年に介護保険制度
が始まってからの5年間で
要介護者の数は約2倍。軽
度の人は2・4倍と急増し
ています。(表1参照)

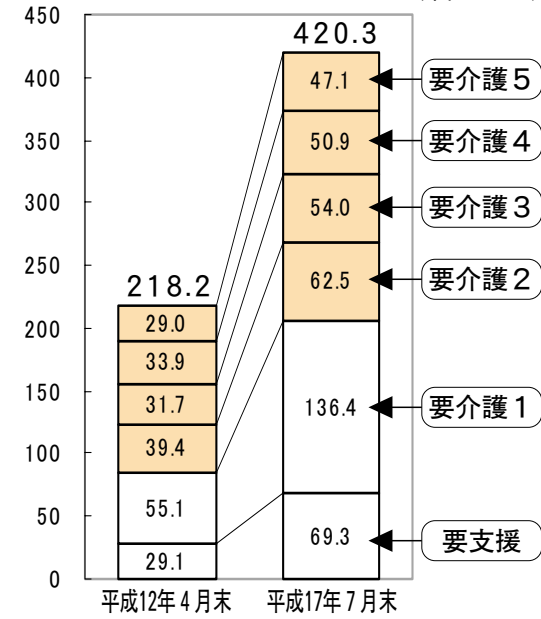
また、認定者が増えれば、
それだけ介護にかかる費用
も増え、結果、皆さんが負
担する介護保険料も高くな
るからです。

**要介護状態になる
原因は何か？**

要介護状態になる原因と
して最も多いのは脳卒中な
どの脳血管疾患ですが、高
齢による衰弱や骨、関節系
の疾患など、「不活発な生
活」に起因するものもあり
ます。(表2参照)

このことから、高齢者は
生活習慣病予防だけでなく、
不活発な生活習慣による全
身の心身機能低下(生活不活
発病)への対策も必要です。
「加齢で心身の機能が低下
するのは仕方のないこと。」
と考えてはいませんか。
実は最近の研究で、高齢

◇表1 要介護認定者数の推移 (単位：万人)



※ 要介護度は制度改正前の分類です
出典/厚生労働省介護保険事業状況

者が心身の機能を低下させ
てしまう最大の原因は、「
もう年だから」「おっくう
だから」と身の回りのこと
や外出をしなくなるものが
要因であるとわかりました。
体や頭を使わない生活は
筋力や意欲を低下させ、や
がて要介護状態や認知症を
招くことにつながります。
何歳になっても、自分ら
しく、いきいきと生活でき
ることが何よりも幸せなこ
とではないでしょうか。
1人1人が介護予防に取
り組むことにより、自分も
幸せ、家族も幸せ、介護保
険の負担も軽くなり、みん
なの幸せにつながるのです。

◇表2 高齢者の要介護状態の原因 (単位：%)

	脳血管疾患	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節疾患	認知症	その他
前期高齢者 65～74歳	39.2	3.2	5.4	12.9	6.3	32.9
後期高齢者 75歳以上	20.4	20.4	12.5	9.9	12.3	24.4

高齢になるほど「生活不活発病」の割合が増えていく

**お達者健診を
受けましょう**

町で毎年実施されている
基本健康診断が細分化され、
今年度から65歳以上の方を
対象とした「お達者健診」
が新設されました。健診で
は、生活習慣病や日々の生
活を維持するための心身の
能力をチェックする「生活
機能評価」を行います。
健診を受けて自分の生活
上の問題点を知り、毎日の
生活の中で介護予防を実践
していくことが大切です。

お達者健診は8月1日か
ら3日、町保健センターで
行われますので、ぜひこの
機会に受診しましょう。
なお、料金等の詳細、申
し込みについては役場住民
生活課保健福祉グループま
でお問い合わせください。

問
役場住民生活課
保健福祉グループ
TEL 2・1611
(内) 126、197

お気軽にご相談ください
在宅介護支援センター
美深厚生病院内
TEL 9・22001



間食の取りすぎは

万病のもと

畑仕事など外で体を動かすことが多くなる時季を迎えました。あなたは、ちょっと小腹が空き、仕事の合間に一服する時、どんな物を食べ、どんな飲み物を飲みますか？

今回は、間食と肥満の関係について、お話しします。

「夏は冬よりやせるから食べても大丈夫。」「食べないと外仕事はできない。」などと思っている方も多いのではないのでしょうか？

たしかに体力の源となる栄養は、ご飯の量を増やすことで補うことができますが、間食でお菓子類などを増やすと、どうしても体全

体の栄養バランスが崩れてしまいます。

次のことに注意して、健康管理に心掛けましょう。

間食の取りすぎに注意

食べ過ぎて余った栄養は、脂肪として蓄積され肥満の原因になります。肥満は、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の原因となります。特に、食事以外での間食は、油っこいものや砂糖が多い物が多く、カロリーも高いので要注意です。つついっ手手が伸びてしまうその一口が、肥満や病気につながっていく危険がありますので、食べ過ぎには十分注意しましょう。

ご飯一杯(100g)と
同カロリー(160kcal)のお菓子

《洋菓子》

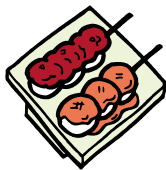
ポテトチップス30g (20枚)

ケーキ50g (1/2個)

《和菓子》

大福もち60g (1個)

串だんご80g (1本)



飲み物に潜む甘いワナ

暑い季節には、汗をかく分、冷たい飲み物が欲しくなるもの。しかし、飲み物の中にも、砂糖が多く含まれている物があります。

まずは、手にした飲み物の成分表示を見る習慣をつけることが大切です。

20歳以上の方の、1日の砂糖量の目安は、20グラム以下、血糖値が高めの方は10グラムです。

水分補給は、お茶やお水を飲むことで十分ですよ。

飲み物に含まれる糖分の目安

例：缶コーヒー（ショート缶）

$$\frac{190\text{cc} \times 0.09(9\%)}{1\text{本量}} = \frac{17.1\text{g}}{\text{砂糖量}}$$

【スポーツドリンク】 飲んだ量 × 0.06

【清涼飲料、果汁飲料】 飲んだ量 × 0.12

【乳酸飲料】 飲んだ量 × 0.13

【栄養ドリンク】 飲んだ量 × 0.15

■お問合せ先

役場住民生活課

保健福祉グループ

TEL 2・1611

(126、197)

年金窓口から

年金相談を

ご利用ください

今年度も社会保険事務所から担当者が来庁し、年金などに関する届出、相談を受け付ける社会保険事務相談（年金相談）が4回開催される予定です。今回は、年金相談についてお話しします。

相談に必要なものは？

年金証書、振込通知書のほか年金手帳や被保険者証など本人であることを確認できるものをご持参ください。その他にも社会保険事務所や社会保険業務センターから送られてきた書類があればお持ちください。

代理の方でも

相談できますか？

本人の依頼があれば家族や友人の方でも相談を受けることができます。その場合は、本人からの

依頼状と年金証書や年金手帳が必要ですよ。

依頼状の様式は任意ですが、本人の基礎年金番号（年金をすでに受けている方は年金コード）、住所、氏名、生年月日、相談内容、代理人の氏名、住所、代理人との関係を記入し、押印したものを提出しましょう。

また、年金相談の依頼を受けた代理人の方は、運転免許証など、代理人であることを証明するものをご用意ください。

旭川では毎日(平日)年金相談を行っています

旭川社会保険事務所では年金相談を祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで行っています。

また毎週月曜日は、午後7時まで（月曜日が祝日の時は火曜日）、第2土曜日には午前9時から午後4時まで年金相談を行っていますので、ぜひご利用ください。

住民生活課
生活環境
グループ

☎2-1611
内線121番

こちら警察署

美深警察署
☎ 2・1110

夏期の山岳遭難事故防止

これからの時期、山の雪解けとともに、登山やハイキングなどで、山に出かける機会が多くなるシーズンです。

近年、健康ブームや百名山登山ブームなどにより中高年者層の登山者が増え、これに伴い、体力不足や経験の浅い登山者による山岳遭難事故が発生しています。

山岳遭難事故防止に必要な5項目

- ① 登山は十分な装備とゆとりのある計画を立て、自分の体力や技量に合った登山に心掛けましょう。
- ② 経験のあるリーダーのもと、複数による登山に努め、単独での登山は控えましょう。

- ③ 入山前に必ず気象予報を確認し、天候悪化の兆しがある場合は、無理をせず、安全に下山できる範囲で楽しみましょう。
- ④ ヒグマの出没情報に気をつけるとともに、熊除けのためラジオ、鈴などの音の出る物を携行しましょう。
- ⑤ 登山計画書は、必ず最寄りの警察署、交番・駐在所に提出しましょう。家族や職場にも、登山計画書の写しを渡しておきましょう。

来日外国人の不法滞在・不法就労防止にご協力を

平成13年以降、道内の来日外国人犯罪の検挙が急増し、その約4割が不法滞在者で占めています。


また、近年、外国人犯罪の組織化が進み、北海道においても暴力団と外国人犯罪組織による犯罪が摘発されるなど、外国人犯罪が深刻化しています。

国際間の友好を妨げる犯罪の国際化を防ぐには、警察のみならず、住民の皆さんの協力が必要です。

些細なことでもかまいません。「おかしいな？」と思ったら、まずは警察に通報しましょう。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

気軽にご相談を…

困りごと、悩みごとなど
警察への相談は
#9110番へ



消防署

だより



6月4日から10日は
危険物安全週間です

灯油やガソリンなどの燃料は、購入や取扱いが比較的簡単に行われていますが、危険物に変わりはなく、特に応じた慎重な取り扱いが求められます。

今年も『自主点検 欠かさぬあなたに「グランプリ」をスローガンに、危険物安全週間が全国一斉に始まります。期間中は、消防職員による危険物取扱事業所などへの立入検査を行います。また、一般住民に対してもポスターなどによる普及啓発活動を行うほか、危険物安全協会美深支部加盟のガソリンスタンドでも、PR活動を展開します。危険物に起因する災害は近年全国的に増加しつつあ

り、道内もその例外ではありません。今一度、皆さんのご家庭や職場で、灯油タンクなどを点検しましょう。



野外での火の取扱いは慎重に

この時期は野焼きが原因による火災が多発します。昨年、美深町でも数件野火が発生しています。風の強い日は、絶対に火を使わないようにしましょう。

また、野焼きは例外を除き一切禁止されており、厳しい罰則もあります。家庭のゴミをドラム缶などで燃やすと、煙、すす、悪臭で周囲の人に多大な迷惑をかけるばかりではなく、飛び火により大火災を招く原因にもつながりますので絶対にやめましょう。

美深消防署
TEL 2-1136

暮らしのお知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしくはそれぞれの問合先へご連絡ください。

役場 (代表)
☎ 2-1611

生活

提出してください 児童手当現況届

児童手当の支給を受けている方は、毎年6月1日から30日までの間に児童手当現況届を提出することが義務づけられています。

この届が提出されていないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなりまのでご注意ください。

提出期間

6月1日(木)から
30日(金)まで

必要なもの

- 受給者の加入している健康保険の保険証
- 受給者の加入している年金の種類および記号・番号がわかる年金手帳など
- 前年分の所得を明らかにできる書類(平成17年分の



時の記念の日
(6月10日)

源泉徴収票・平成18年度町道民税徴収税額通知書など)
○印鑑

注意事項

平成18年1月1日現在で住民が美深町にない場合は児童手当用所得証明書(前年の所得を明らかにする前住所での市町村長の証明書)の添付が必要になります。

提出・問合せ先

役場 民生生活課
保健福祉グループ
TEL 2・1611(内)125

平成18年度の健診・がん検診料金の訂正

4月に町民の皆さんにご案内しました「健診・がん検診申込書」の案内文中で一部料金について誤りがありましたので、再度ご案内します。

訂正箇所

65歳以上の受診料金

健診・がん検診料金表(訂正後)

単位:円

受診日	8月1日~3日				10月24日		
	お達者健診	お達者健診と併用実施			胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診
健(検)診名	胃がん	肺がん	大腸がん	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	
65~69歳	国保 1,300 社保 1,800	800	400	600	800	400	700
		1,500			1,500		
70歳以上	1,300	800	400	600	800	400	700

※8月の各種がん検診(希望者のみ)は、お達者健診と併用して行われます。10月は、各種がん検診のみで、お達者検診はありません。

問合せ先

役場 民生生活課
保健福祉グループ
TEL 2・1611(内)197

犬も猫も家族の一員 愛情と責任を持ちましょう

動物を飼う場合は、愛情を持って生涯を一緒に生活することはもちろんですが、

建物の建築には申請が必要です

建物を建築する場合は「建築確認申請書」を提出しなければなりません。この申請は、建物が安全で安心なのかを確認することや、無秩序な建築物を防止し計画的な市街化を図るための申請です。無届けによる建築行為は罰則の対象となりますので、十分ご注意願います。

確認申請対象物

- ①10㎡(3坪)を超える建築物(市販の車庫・物置等も対象です。)
※準防火地域は面積に関わらず、申請が必要。
- ②2mを超える門や塀
- ③4mを超える屋外広告物

住宅や車庫を建設する方へ

建物の解体には届け出が必要です

建築物(80㎡以上=24坪以上)を解体する場合、建築リサイクル法による事前の届け出が義務づけられています。また、解体作業を行う場合は、木材やコンクリートなどを分別解体し、再資源化を行う義務もあります。無届けによる解体行為は罰則の対象となりますので、十分ご注意願います。



※解体着手の7日前までに役場に届け出をしましょう。

住宅など建物を解体する方へ

■建築確認申請・解体届け出についてご不明な点は、担当までご連絡ください。

産業施設課施設グループ【建築担当】 TEL 2-1611(内線181)

わがやの アイドル

なり 成 田 芽 依 ちゃん

H17・4・29生、第5
父・秀徳さん 母・恭代さん



○お姉ちゃんと仲良く、元気に大きくなってね…(父・母)。

よし 吉 田 七 都 ちゃん

H17・5・23生、第5
父・圭太さん 母・奈緒恵さん



○強くやさしい、思いやりのある人になってください…(父・母)。

他人に迷惑をかける必要は、しつけや心配りも必要です。最近、犬または猫に関する苦情が多くなっています。◆次の点に注意しましょう。○フンの始末は、飼い主の責任です。散歩させるときは、袋などを用意して必ず家に持ち帰りましょう。○放し飼いはやめましょう。飼い犬を散歩中や夜間などに鎖を解き放している場合が見受けられます。犬が怖い人や嫌いな人もいますし、犬を放すことは法律や条例で禁止されています。また、飼い猫が花畑などを荒らして他人に迷惑を掛けている場合があります。飼い主の皆さんのマナー

相 談

移動年金相談所を 開設します

旭川社会保険事務所の専

が大切です。無責任な放し飼いはやめましょう。○野良犬・猫にエサやねぐらを与えない。もし野良犬や野良猫に「エサ」や「ねぐら」を与えると、あなたは歴とした飼い主となります。責任と自覚を持ちましょう。■問合せ先 役場住民生活課 生活環境グループ(生活環境) TEL 2・1611 (内) 122・141

門員が来庁し、次のとおり移動年金相談所を開設しますので、ご気軽に相談ください。■日時 6月28日(水) 午前9時30分から 午後3時まで ■場所 役場2階 小会議室 ■相談の内容 国民年金、厚生年金制度についての相談、裁定請求の受付など ■問合せ先 役場住民生活課 生活環境グループ (戸籍・年金) TEL 2・1611 (内) 121・136

美深橋が時間帯により 全面通行止めになります

市街地と川西地区を結ぶ、国道275号線「美深橋」の補修工事(発注:旭川開発建設部)が、6月から来年2月頃までの予定で行われます。今回の工事は、断続的に車両の全面通行止めを行う予定であり、交通規制は、夜間を中心に、8月下旬から12月末頃まで続く見込みです。詳細な日程、迂回路などについては、後日改めて町民の皆さんにお知らせします。工事期間中は、ご迷惑をお掛けすることになりますが、ご協力をお願いします。

◆問い合わせ先◆

北海道開発局 旭川建設部 士別道路事業所
TEL 0165・22・3152
美深町役場産業施設課施設グループ
TEL 2・1611(内線)172

不法投棄や野外焼却は やめましょう

ゴミ(廃棄物)は法律などの定める方法により適切に処理しましょう。

自分の土地だからといって、ゴミを捨てたり、野外焼却すると次のような罰則を受けます。



◆自己所有地へ投棄すると…

- ・5年以下の懲役
- ・1,000万円以下の罰金

◆野外焼却すると…(例外もあります)

- ・3年以下の懲役
- ・300万円以下の罰金

美深町・美深町自治会衛生部連絡協議会

6月は固定資産税第1期の納期です
6月30日までに納めましょう

美深町

天塩川だより

● **和寒町**
● **名寄市**

「全日本モトクロス選手権シリーズ 第6戦北海道大会」

- と き／平成18年7月1日(土)～2日(日)
- と ころ／わっさむサーキット
- 内 容／国内の国際A級・B級のトップ選手たちが、ズラリと顔を揃えるモーターファン必見の大会です。道内では和寒町でしか見ることができませんので、是非この機会にご友人・ご家族連れで観戦してみませんか？
- 入場券／前売券2,000円、当日券2,500円(予定) ※2日間入場できます
- 問合せ先／和寒町役場 TEL0165-32-2421
オートショップサイトウ TEL0165-32-4166

「ふうれん春の祭典」

- と き／平成18年6月17日(土)
- と ころ／名寄市風連町本町(駅前通り中心部)
- 内 容／縁日や屋台が軒を連ね、東京高円寺と風連風舞連の阿波踊りが披露されます。最後は観客も含めその場にいる人々が一同に路上で踊り交える華やかな祭典。
- 問合せ先／風連町商工会 TEL01655-3-2077

このコーナーは、和寒町以北、7市町村からの話題を随時掲載しています。

アクセスしよう！ 東京美深会がホームページを開設

東京美深会が、このほどホームページを開設しましたので町民の皆さんにお知らせします。アドレスは下記のとおりです。



URL <http://tokyobifukakai.deca.jp/>

5月の物価の動き

品目	単位	本月価格			前月平均	変動率	前年同月平均
		最低	最高	平均			
玉ねぎ	100g	20.2	24.8	22.7	26.4	-3.7	27.6
きゃべつ	100g	18.0	35.0	25.9	79.9	-54.0	22.9
さんま	100g	53.3	60.7	58.0	50.5	7.5	54.4
豚肉	肩肉100g	123.0	198.0	168.8	151.3	17.5	152.3
砂糖	スズラン印 1kg詰	166.0	229.0	182.8	170.3	12.5	163.0
サラダ油	ポリ1.5l	409.0	523.0	453.3	453.3	0.0	486.0
鶏卵	中玉10個	98.0	178.0	148.0	161.3	-13.3	198.0
とうふ	1丁	78.0	92.0	85.5	79.0	6.5	83.0
しょう油	キッコーマン 1.0l	278.0	313.0	301.8	301.8	0.0	310.3
灯油	配達1l	82.0	85.0	82.8	82.0	0.8	64.5
ガソリン	レギュラー1l	138.0	139.0	138.8	135.0	3.8	123.5

消費者モニター調 (単位:円)

募 集

農業実習生 受入農家募集

美深町農業後継者育成推進協議会では、町内の農家の皆様にご協力をいただき、農業後継者対策の一環として農業実習生の受入を進めています。

受入農家として登録いただける方は手続きをお願いします。

- 受入内容
 - ① 受入れ居住形態
住み込み、宿泊施設
(恩根内地区のみ)
 - ② 実習時間
1日8時間
(週48時間、週休日1日間)
 - ③ 受入農家負担金
実習生報酬負担
住み込み 月額1千円
施設利用 月額2千円
 - ・実習生保険料
- なお、過去に登録されている農家で継続登録の場合には手続き不要です。

- 申込期限
6月30日(金)
- その他
受入れについては、審査会にて決定いたしますので、ご希望に添えない場合があります。
- 登録手続・問い合わせ先
○美深町農業後継者育成推進協議会事務局
(役場農業委員会)
TEL 2・1611(内)132
○J A 北はるか本所営農課
TEL 2・1601(内)48

教科書展示会

現在、町内小中学校で使用している教科書の展示会を次のとおり開催します。

- 期間 6月16日(金)～6月30日(金)
9時から17時(ただし月曜日は除く)
- 場所 文化会館COM100 ギャラリー

問合せ先 美深町教育委員会TEL2・1744

フラワーフェスティバル

高等養護学校生活園芸科3年生による、花の即売会が次の日程で開催されます。皆さまのお越しをお待ちしています。

- 期間 6月29日(木)10時～14時
- 場所 カリヨン駐車場

問合せ先 美深高等養護学校TEL2・2155